

# 製紙メーカーに所有権

意したい。

同社の前身は、1973年7月に設立された「製紙

「製紙パレットの所有者は、パレット側面記載の製紙メーカーであり、不正流用は違法である」と株製紙パレット機構

（東京・銀座）が訴えている。

（東京・銀座）が訴えている。パレットの転用にはコンプライアンス上の問題があり注意が必要だ。

また、空きパレットを売却・転用されないように製紙パレット機構の指定証をつけた指定回収車だけが回収し、製紙メーカーに届ける仕組みが出来上がっている。

製紙パレットは、製品の輸送・保管を効率的に行い製品の形態荷姿を保護するための物流器材であり、無償で提供されているものではない。

しかしながら、昨今は規格判パレットが不足しており、自社製品を製紙パレットで輸送・保管したり違法業者に転売したりする行為が後を絶たない。

そのため製紙メーカーは、1980（昭和55）年からパレットに①所有者、②要返却の旨を記載し、その所有権を明確に

製紙メーカーの社名が

## ストップ！不正流用

製紙パレット機構

空きパレットは返却へ



指定回収車ステッカー

記載されたパレットを同業者者に渡すことはコンプライアンス

上も問題があり、違法回収業者だけにでなく、回収に出した会社の信用も傷つく可能性があるの注

が参加してスタートした。

76年4月に同機構を発展的に解消し、「株製紙パレット機構」として発足。株主以外の製紙メーカーも共同回収に参加している。

2007年4月には年間枚数500万枚を達成した。